

使っていない空き家をもってる
んだけど、、、。

どうしよう。

★専門家がお答
します!!

売却、賃貸、
相続、、、。



☆無料

米子市空き家相談会

米子市では、空き家の流通促進及び特定空家の発生予防を図るために、米子市内に空き家を所有されている方々を対象にして、専門家による空き家の無料相談会を開催します。

空き家の日常的な管理でお困りの方、空き家の有効活用をお考えの方、建物の相続・登記でお困りの方は、ご相談ください。

記

日時:平成30年2月27日(火) 午後1時から午後4時まで

場所:ふれあいの里 4階(米子市錦町一丁目 139-3)

参加料:無料

参加方法:当日の受付順

協力団体:鳥取県宅地建物取引業協会西部支部、全日本不動産協会鳥取県本部、鳥取県司法書士会

◆注意事項:

- (1) 相談内容は、空き家の売却、賃貸、相続・登記など空き家に特化したものであり、空き土地については対象外です。
- (2) 相談を円滑に進めるために、登記簿謄本、戸籍等の写しをお持ちの場合には、ご用意いただくと便利です。

早く相談して
よかったね。



◆お問合せ: 米子市建設部建築指導課 危険家屋対策室 ☎0859-23-5288